

公 告

熊本県公告第 521 号

八代市八代平野南部土地改良区理事長折口昭博から平成 16 年 5 月 10 日付けで申請の定款変更については、平成 16 年 6 月 9 日付けで認可した。

平成 16 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 522 号

宇土郡三角町三角町土地改良区理事長吉田等から平成 16 年 4 月 19 日付けで申請の定款変更については、平成 16 年 6 月 9 日付けで認可した。

平成 16 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 523 号

阿蘇郡一の宮町一の宮町土地改良区理事長吉田満雄から平成 16 年 4 月 22 日付けで申請の定款変更については、平成 16 年 6 月 9 日付けで認可した。

平成 16 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 524 号

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 7 条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 16 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	登録した年月日
熊本県肥第1398号	混合有機質肥料	混合有機質肥料 1 号	窒素全量 ：6.0% りん酸全量 ：4.0% 加里全量 ：2.0%	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	熊本県八代郡鏡町大字鏡町字郷開 1159 番地 3 大東肥料株式会社	平成 16 年 6 月 9 日

熊本県公告第 525 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき平成 16 年 1 月 26 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 16 年 6 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
熊本城屋
熊本県熊本市下通一丁目 3 番 10 号
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 16 年 6 月 18 日から平成 16 年 7 月 17 日まで

正 誤

平成 16 年 6 月 4 日熊本県告示第 601 号（公有水面埋立しゅん功認可）中に誤りがありましたので、次のとおり訂正します。